

### 令和3年度実施 協働事業提案制度の 提案を募集

令和3年度に協働事業提案制度により実施する事業提案を募集します。市と一緒にしたい事業がある団体は、必ず募集要項を確認のうえ、応募してください。

- 事前相談期間10月1日(木)～11月18日(水)
- 提案書提出期間10月1日(木)～11月25日(水)
- 応募できる団体市内に活動拠点を持つ5人以上で構成された市民活動団体等
- 対象事業令和4年3月までに実施する公共的な課題を解決する事業(市の補助は50万円まで希望できます)
- 審査方法書類審査、公開プレゼンテーション・ヒアリング審査
- 募集要項配布場所10月1日から、コミュニティ文化課(市役所第二庁舎4階)、市民協働支援センター準備室、市ホームページ

他事前相談が必須のため、初

### ご利用ください 10月の休日窓口

■開設時間 午前9時～午後1時

■開設窓口 市民課、保険年金課 国民健康保険係、子育て支援課 手当助成係(4日のみ)、納税課(4日のみ)

※一部取り扱いできない業務(後期高齢者医療事務・国民年金事務・市税証明書交付事務ほか)もあります。個人番号カードに係る業務は18日の

めに市民協働支援センター準備室で予約してください

■事前相談について 市民協働支援センター準備室(☎042-1385-7767)、制度について 〇コミュニティ文化課文化推進係(☎042-1387-9992)

10月 ○は休日窓口開設日						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

み取り扱いできません

■企画政策課企画政策係(☎042-1387-9826)、土曜・日曜・祝日は市役所代表(☎042-1383-1111)

### 国民年金付加年金 をご存じですか

国民年金付加年金は、毎月の定額保険料に400円の付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることができ、付加年金の受給額は「200円×付加保険料納付月数」として計算されます。例えば、10年

### 食育に関するアンケート 調査にご協力を

令和4年度に新たに食育推進計画を策定するにあたり、無作為に抽出した2千人に対し、郵送でアンケート調査を実施します。

■健康課健康係(☎042-1321-1240)

間(120か月)付加保険料を納付すると、200円×120か月＝2万4千円(年額)が上乗せされて支給されます。

■NPO法人を対象にした利子補給制度

市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人(NPO法人)が市と契約した金融機関から借り受けた、特定非営利活動に係る事業資金の融資について、令和2年4月～9月の支払利子の一部を補助します。

◆共通◆

制度内容、申込資格、必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

必要書類の準備に時間を要することもありますので、お早めにお問い合わせください。

間(120か月)付加保険料を納付すると、200円×120か月＝2万4千円(年額)が上乗せされて支給されます。

■各種利子補給制度

〔都ワイク融資を利用して〕

いる「都ワイク融資を利用して」

地元商工業の活性化支援のために、商工業者(法人・個人)が東京都制度融資のクレジット融資(略称「つなぎ」)を利用して、市と契約した金融機関から借り受けた事業資金の融資について、令和2年4月～9月の支払利子の一部を補助します。

間(120か月)付加保険料を納付すると、200円×120か月＝2万4千円(年額)が上乗せされて支給されます。

■各種利子補給制度

〔都ワイク融資を利用して〕

いる「都ワイク融資を利用して」

地元商工業の活性化支援のために、商工業者(法人・個人)が東京都制度融資のクレジット融資(略称「つなぎ」)を利用して、市と契約した金融機関から借り受けた事業資金の融資について、令和2年4月～9月の支払利子の一部を補助します。

間(120か月)付加保険料を納付すると、200円×120か月＝2万4千円(年額)が上乗せされて支給されます。

■各種利子補給制度

〔都ワイク融資を利用して〕

いる「都ワイク融資を利用して」

地元商工業の活性化支援のために、商工業者(法人・個人)が東京都制度融資のクレジット融資(略称「つなぎ」)を利用して、市と契約した金融機関から借り受けた事業資金の融資について、令和2年4月～9月の支払利子の一部を補助します。

業務名	月額報酬	募集人数	
任期付	保育士(育児休業代替)	202,515円	4人
	給食調理(育児休業代替)	158,240円	1人
会計年度任用	精神保健福祉士業務	227,800円	1人
	生活保護受給者面接相談員	202,700円～227,800円	1人
	保育園給食調理業務	158,700円	2人

### 令和2年度 会計年度任用職員・ 任期付職員募集

■年齢等要件 年齢・国籍は問いません

■採用予定日 11月1日(日)

■資格要件等 詳細は、市ホームページをご覧ください

■要項は市ホームページからもダウンロードできます

■要項配布 10月8日(木)までに職員課へ。郵送の場合は7日必着

■職員課 人事研修係(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階 ☎042-1387-9808)

### 令和2年度 会計年度任用職員・ 任期付職員募集

■年齢等要件 年齢・国籍は問いません

■採用予定日 11月1日(日)

■資格要件等 詳細は、市ホームページをご覧ください

■要項は市ホームページからもダウンロードできます

■要項配布 10月8日(木)までに職員課へ。郵送の場合は7日必着

■職員課 人事研修係(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階 ☎042-1387-9808)

■申請受付期間 10月2日(金)～30日(金)

■試験放送の内容 防災行政無線チャイム▽「これは、Jアラートのテストです」3回繰り返し▽「こちらは、ぼうさいこがねいです」▽防災行政無線チャイム

■この試験は、本市以外の地域でも、全国的に実施されます▽試験放送当日に放送内容を確認する場合は、自動音声応答サービス(☎042-1387-9900)をご利用ください

■地域安全課地域安全係(☎042-1387-9806)

### 消費者 コーナー

消費生活相談室  
☎042-1384-4999  
消費者ホットライン  
☎1888

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意!

身に覚えのない商品の送り付けや個人情報聞き出す電話・メールのトラブルが増えています。

事例1

封筒に入った使い捨てマスク20枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

アドバイス

商品の購入の申し込みをしていないのに一方的に商品を送り付け代金の請求をする販売方法を、送り付け商法(ネガティブ・オプション)といいます。

送り付けられる前に事業者から連絡がなかった場合には売買契約は成立していませんので、事業者に連絡したり、お金を払う必要はありません。

商品の送付があった日から事業者による引き取りがないまま14日間を経過した場合は商品を自由に処分することができます。

事例2

携帯電話に厚生労働省職員と名乗って「コロナウイ

身に覚えのない商品の送り付けや個人情報聞き出す電話・メールのトラブルが増えています。

事例1

封筒に入った使い捨てマスク20枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

アドバイス

商品の購入の申し込みをしていないのに一方的に商品を送り付け代金の請求をする販売方法を、送り付け商法(ネガティブ・オプション)といいます。

送り付けられる前に事業者から連絡がなかった場合には売買契約は成立していませんので、事業者に連絡したり、お金を払う必要はありません。

商品の送付があった日から事業者による引き取りがないまま14日間を経過した場合は商品を自由に処分することができます。

事例2

携帯電話に厚生労働省職員と名乗って「コロナウイ

身に覚えのない商品の送り付けや個人情報聞き出す電話・メールのトラブルが増えています。

事例1

封筒に入った使い捨てマスク20枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

アドバイス

商品の購入の申し込みをしていないのに一方的に商品を送り付け代金の請求をする販売方法を、送り付け商法(ネガティブ・オプション)といいます。

送り付けられる前に事業者から連絡がなかった場合には売買契約は成立していませんので、事業者に連絡したり、お金を払う必要はありません。

商品の送付があった日から事業者による引き取りがないまま14日間を経過した場合は商品を自由に処分することができます。

事例2

携帯電話に厚生労働省職員と名乗って「コロナウイ

身に覚えのない商品の送り付けや個人情報聞き出す電話・メールのトラブルが増えています。

事例1

封筒に入った使い捨てマスク20枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

アドバイス

商品の購入の申し込みをしていないのに一方的に商品を送り付け代金の請求をする販売方法を、送り付け商法(ネガティブ・オプション)といいます。

送り付けられる前に事業者から連絡がなかった場合には売買契約は成立していませんので、事業者に連絡したり、お金を払う必要はありません。

商品の送付があった日から事業者による引き取りがないまま14日間を経過した場合は商品を自由に処分することができます。

事例2

携帯電話に厚生労働省職員と名乗って「コロナウイ

